

学生ボランティア派遣のガイド



◆活動を始めるには？

草津市学生ボランティア登録が必要です。

※登録等の様式は、草津市ホームページからダウンロードできます。

登録に必要な書類:草津市学生ボランティア登録カード

◆活動までの流れ

1 学生ボランティアがしたい。

草津市ホームページから、草津市学生ボランティア登録カードの様式をダウンロードする。

2 学生ボランティア登録の手続きをする。

草津市学生ボランティア登録カードの提出

【窓口持参】

学校教育課(草津市役所6階土・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)に持参して提出する。

【郵送】

学校教育課(〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 草津市教育委員会事務局 学校教育課学生ボランティア担当)に郵送する。

【メール送信】

学校教育課学生ボランティア担当(gakkyo@city.kusatsu.lg.jp)に電子メールで送付する。

※草津市学生ボランティア登録カードに記入いただいた内容は「学生ボランティア人材登録一覧」にして、学校に情報提供します。

3 電話で、学校からボランティア依頼の連絡がある。

4 学校と打合せをする。

①学校に出向き、面接を受け、活動日や活動内容について相談する。

②「学生ボランティアの心得」等の説明を受ける。

③個人番号届出書兼振込先口座届出書を提出する。

※打合わせ日の報償費は、支払われません。

5 ボランティア開始。

学校に着いたら、活動実績簿に印を押し、活動する。

6 ボランティア終了。

学生ボランティア派遣事業 活動日実績簿及び実施報告書を学校が教育委員会に提出することで、謝礼が振り込まれます。(謝礼の支払いは各学期末になります。)

学生ボランティア派遣事業に係るアンケートにご協力ください。

- ◆謝 礼 1回当たり1000円
- ◆活動場所 草津市立小学校・中学校
- ◆活動内容

- (ア)各教科等に関する指導の補助
授業補助、得意分野での指導 等
- (イ)部活動に関する指導の補助
スポーツ指導、文化的指導活動、音楽活動、体験活動 等
- (ウ)教育相談や生徒指導、保健指導など児童生徒へのきめ細かな指導の補助
- (エ)特別な支援を要する児童生徒に係る指導の補助
- (オ)放課後等に児童生徒を対象に実施する事業の補助
- (カ)学校行事に関する指導の補助
- (キ)学校の環境整備等に係る支援
花作り、校舎等の修理、窓ガラス清掃、草刈り、植木剪定 等
- (ク)学校の安全等に係る支援
登下校時の付き添い、校門でのあいさつ運動 等
- (ケ)その他教育委員会が認めるもの



子どもって
すばらしい！



◆お問い合わせ

草津市役所6階 学校教育課

住所 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

電話 077-561-2430(土・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日の
午前8時30分から午後5時15分まで)

メールアドレス gakkyo@city.kusatsu.lg.jp

教員を目指すあなたに おすすめ情報！



教員を目指すあなたにお得な情報がいっぱいです。
一緒に学びませんか？

「教員になろう」という志のある方は、草津市の教員の熱意溢れる教育実践に直接触れ、教員として求められる資質や実践的指導力に磨きをかける場として、次の研修に参加することができます。

指導主事による
ミニ教師塾(年数回)
教師として求められる資
質や実践的指導力につい
て学べます。

草津市教育研究所の研修
講座(希望講座の定員に
空きがあれば参加可)
現職の先生方と一緒に学
べます。

草津市立小中学校の研究
発表会や授業研究会
先進的な研究に取り組み
られている学校の授業を参
観できます。

学生ボランティアの心得



学校では・・・

- 子どもたちにとっては「先生」です。子どもに対して温かな心で接し、言動や服装にも気をつけてください。
- 学校の教育方針や、学校内のルールを遵守しましょう。(来校の際の名札や車利用の可否などは、事前にご確認ください。)
- ボランティアは、学校の教育活動を支援するのがその役割です。自分の好きなことばかりやることはできません。学校の希望をよく聞き、ともに活動しましょう。学校への意見ばかりではなく、子どもたちのために何ができるかを提案していきましょう。
- 分からないことは、担当教員に何でも相談してください。
- 活動の中で知り得た個人情報、外部に漏らしてはいけません。それは、活動終了後も同じです(守秘義務)。
- 個人のパソコンやUSBメモリ等について、校内ネットワークへの接続は禁止されています(情報漏洩の防止)。
- 地震や火災等が発生したり、不審者が侵入したりした際は、学校側の指示に従ってください。

児童生徒には・・・

- 児童・生徒にはわかりやすく話しましょう。体罰や言葉の暴力などの行為は、許されません(体罰等の禁止)。また、子どもに問題行動があった場合も、必ず教員に連絡してください。
- 児童・生徒には公平な態度で接しましょう。
※知っている児童・生徒がいても公平に接してください。
- 子どもとともに学ぶことを念頭においてください。
※結果がわかっていても、一緒に喜んだり、おどろいたりするなど児童・生徒との関わり方が重要です。児童・生徒、一人ひとりの人格を尊重し、いいところを「ほめる」姿勢を大切にしましょう。
- 児童・生徒が求めている話は何かを、きちんと理解した上で内容を決めましょう。

ボランティア活動全般で・・・

- 学校は、授業時間や休み時間などがきちんと決められています。時間を守って行動しましょう。また、校内で知り得た個人情報等は、口外してはいけません。
- 学校は、安全安心を重要と考えています。
- 学校を訪問する際は、事前に訪問の約束をとってから行ってください。
- 諸事情により欠席、遅刻、早退する場合は、事前に学校へ連絡してください。
- ボランティア活動を越えて、児童・生徒と接触することは禁止します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- 学生ボランティア実施日の2週間程度前から体調管理に心がけ、当日の朝検温及び風邪症状の確認をしてください。
- マスクは、常に着用してください。
- 手洗い・咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底してください。
- 児童生徒等との直接の接触がないよう心掛けてください。(手をつなぐ、腕を組む、頭をなでるなど)
- 発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合は、自宅で休養してください。
- 各学校の感染症対策(ガイドライン)を事前に聞いてから、活動してください。